令和5年1月30日開会 令和5年1月30日閉会

令和5年 第1回臨時会会議録

小豆島町議会

令和5年第1回小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第1号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第101条第1項の規定により、令和5年第1回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年1月23日

小豆島町長 大 江 正 彦

記

- 1. 期 日 令和5年1月30日(月)
- 2. 場 所 小豆島町議会議場
- 3. 付議事件
 - (1) 専決処分の報告について (竹生漁港防波堤建設ブロック据付工事に係る工事請負契約の変更 について)
 - (2) 専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)
 - (3) 専決処分の報告について (小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う機械設備工事 に係る工事請負契約の変更について)
 - (4) 専決処分の報告について (小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う電気設備工事 に係る工事請負契約の変更について)

- (5) 小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う建築工事に係る 工事請負契約の変更について
- (6) 令和4年度小豆島町一般会計補正予算(第7号)

開 会 令和5年1月30日(月曜日)午前9時30分

閉 会 令和5年1月30日(月曜日)午前9時57分

出席〇欠席×

| 議席番号 | | 氏 | 名 | | 1月30日 |
|------|-----|-----|----|-----|-------|
| 1 | 大 | 下 | | 淳 | 0 |
| 2 | 髙 | 尾 | 豊 | 弘 | 0 |
| 3 | 河 | 井 | | 修 | 0 |
| 4 | JII | 井 | | 茂 | 0 |
| 5 | 羽 | 田 | | 満 | 0 |
| 6 | 塩 | 田 | 洋 | 介 | 0 |
| 7 | 髙 | 橋 | | 淳 | 0 |
| 8 | 中 | JII | 光 | 秋 | 0 |
| 9 | 111 | 木 | | 卓 | 0 |
| 10 | 谷 | | 康 | 男 | 0 |
| 11 | 藤 | 本 | 傳 | 夫 | 0 |
| 1 2 | 安 | 井 | 信 | 之 | 0 |
| 13 | 鍋 | 谷 | 真日 | 由 美 | 0 |
| 1 4 | 中 | 松 | 和 | 彦 | 0 |

地方自治法第121条の規定による出席者

| 名 職 | Ì | E | E | 彳 | 7 | 第1日 |
|-----------------|--------|----|----|----|----|-----|
| 町 | 長 | 大 | 江 | 正 | 彦 | 0 |
| 副町 | 長 | 谷 | 本 | 靜 | 香 | 0 |
| 教育 | 長 | 坂 | 東 | 民 | 哉 | 0 |
| 参 事 総 務 課 | 兼 長 | 山 | П | 総- | 一郎 | 0 |
| 企画財政課 | 長 | 川宿 | 音田 | 光 | 憲 | 0 |
| 税 務 課 | 長 | 清 | 水 | _ | 彦 | 0 |
| 住民生活課 | 長 | 小 | 野 | | 努 | 0 |
| 健康づくり福祉語 | 果長 | 中 | 島 | 有 | 紀 | 0 |
| 高齢者福祉調 | 果 長 | 古 | 郷 | 信 | 子 | 0 |
| 商工観光課 | 長 | 相 | 原 | 隆 | 幸 | 0 |
| 農林水産課 | 長 | 中 | Ш | | 啓 | 0 |
| オリーブ課 | 長 | 平 | 野 | 明 | 子 | 0 |
| 建 設 課 | 長 | 守 | 山 | 和 | 利 | 0 |
| 住まい政策調 | 長長 | 真 | 砂 | 智 | 規 | 0 |
| 会 計 管 理 | 者 | 入 | 倉 | 哲 | 也 | 0 |
| 介護保険施設事 | 務長 | 長 | 町 | 耕 | 作 | 0 |
| こども教育調 | 見 長 | 古 | 郷 | | 勉 | 0 |
| 生涯学習課 | 長 | 森 | | | 稔 | 0 |
| 総務課課長補 | 自佐 | 森 | П | 和 | 裕 | 0 |

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二 書 記 仲 三南絵

議事日程

別紙のとおり

令和5年第1回小豆島町議会臨時会議事日程

令和5年1月30日(月)午前9時30分開議

| 第1 | 会議録署名議員の指名について | | | | | |
|-----|----------------|---|------------------|--|--|--|
| 第 2 | 会期の決定につ | いて | | | | |
| 第3 | 報告第1号 | 専決処分の報告について (竹生漁港防波堤建設ブロック据付工事に係る工事請 更について) | ·負契約の変 (町長提出) | | | |
| 第4 | 報告第2号 | 専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて) | (町長提出) | | | |
| 第5 | 報告第3号 | 専決処分の報告について (小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う 事に係る工事請負契約の変更について) | 機械設備工(町長提出) | | | |
| 第6 | 報告第4号 | 専決処分の報告について (小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う 事に係る工事請負契約の変更について) | 電気設備工 (町長提出) | | | |
| 第7 | 議案第1号 | 小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う建 る工事請負契約の変更について | 建築工事に係 (町長提出) | | | |
| 第8 | 議案第2号 | 令和4年度小豆島町一般会計補正予算(第7号) | (町長提出) | | | |
| 第9 | 発議第1号 | 小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について (議会運営者 | 委員長提出) | | | |

開会 午前9時28分

○議長(中松和彦君) おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございました。

本臨時会の議事日程等につきましては、去る1月27日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から臨時会招集のご挨拶があります。町長。

○町長(大江正彦君) 本日、令和5年小豆島町議会第1回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告4件、契約案件1件、補正予算案件1件をご提案 させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分にご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、臨時会開催に当たってのご挨拶といたします。

○議長(中松和彦君) 本日の欠席届出議員は6番塩田議員です。ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の第1回臨時会は成立いたしました。

これより開会します。(午前9時30分)

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~~~~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(中松和彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名についてでありますが、会議規則第125条の規定により、13番鍋谷真由美議員、1番大下淳議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~~~~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長(中松和彦君) 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。 お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中松和彦君) 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について(竹生漁港防波堤建設ブロック据付 工事に係る工事請負契約の変更について)

- ○議長(中松和彦君) 次、日程第3、報告第1号専決処分の報告について町長の報告を 求めます。町長。
- ○町長(大江正彦君) 報告第1号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

令和4年第3回臨時会でご議決を賜りました竹生漁港防波堤建設ブロック据付工事に係る工事請負契約について、現地精査により変更が生じ、変更契約を締結する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

- ○議長(中松和彦君) 建設課長。
- ○建設課長(守山和利君) 報告第1号竹生漁港防波堤建設ブロック据付工事に係る工事 請負契約の変更につきましてご説明をいたします。

上程議案集の2ページをお開きください。

竹生漁港防波堤建設ブロック据付工事に係る工事請負変更契約の締結について、地方自 治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき報告 するものでございます。

3ページをお開きください。

令和4年第3回臨時会でご議決を賜りました竹生漁港防波堤建設ブロック据付工事に係る工事請負契約につきまして、変更契約の必要が生じましたが、変更します金額が154万円の増額で、契約金額の10分の1以内かつ500万円以内でありましたので、町長の専決処分事項に該当しますことから、令和4年12月6日に専決処分したものでございます。

変更内容としましては、3、契約の金額のとおり154万円増の1億1,539万円とし、5の変更内容は、現地精査により数量に変更が生じたことにより増額となったものでございます。以上で説明を終わります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め、和解することについて)

- ○議長(中松和彦君) 次、日程第4、報告第2号専決処分の報告について町長の報告を 求めます。町長。
- ○町長(大江正彦君) 報告第2号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

小豆島ふるさと村において発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

- ○議長(中松和彦君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(相原隆幸君) 報告第2号専決処分についてご説明いたします。

上程議案集4ページをお願いします。

本件は、損害賠償の額を定め、和解することにつき専決処分したものでございます。 5ページの専決処分書をお開きお願いします。

令和元年7月25日、当課所管施設、小豆島ふるさと村の敷地内、室生2173番地1におきまして発生したヤギとの接触によります転倒事故につきまして、令和4年12月23日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

項目1の相手方については、町内在住の個人。

項目2の和解内容につきましては、(1)にお示しのとおり、損害賠償金として300万円を 支払うことで合意いたしております。なお、賠償金の全額が町村会の保険で賄われており ます。

事故の概要でございますが、同施設内で飼育していたヤギが、このたびの相手方であります町内在住個人のお孫さんに体当たりをされました。これを受けまして、町内在住個人の方が救助に入りますも同様に体当たりを受け転倒負傷し、左前十字靱帯損傷のけがを負ったものであり、施設側としての管理体制、保護者監督責任などが争点となっており、事故発生から一定期間を要したものでございます。以上で報告第2号の説明を終わります。

日程第5 報告第3号 専決処分の報告について(小豆島町立池田小学校長寿命化改 修整備事業に伴う機械設備工事に係る工事請負契約の変更に

ついて)

日程第6 報告第4号 専決処分の報告について(小豆島町立池田小学校長寿命化改 修整備事業に伴う電気設備工事に係る工事請負契約の変更に

- ○議長(中松和彦君) 次、日程第5、報告第3号及び日程第6、報告第4号専決処分の報告については相関する案件でありますので、併せて町長の報告を求めます。町長。
- ○町長(大江正彦君) 報告第3号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

令和4年第2回臨時会でご議決を賜りました小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う機械設備工事に係る工事請負契約について、現地精査により変更が生じ、変更契約を締結する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。また、報告第4号も同様に、同事業に伴う電気設備工事に係る工事請負契約につきまして、同法の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

- ○議長(中松和彦君) こども教育課長。
- 〇こども教育課長(古郷 勉君) 報告第3号専決処分の報告につきまして説明申し上げます。

上程議案集6ページをお願いいたします。

小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う機械設備工事に係る工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

7ページの専決処分書をご覧ください。

令和4年第2回臨時会でご議決賜りました小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う機械設備工事に関しまして、変更契約の必要が生じましたが、変更します金額が既存の契約の10分の1以内かつ500万円以内であり、町長の専決処分事項に該当しますことから、令和5年1月19日に専決処分したものでございます。

変更内容としましては、項目3の契約金額を変更するもので、8,134万5千円から389万4千円増額し、8,523万9千円とするものでございます。

項目5の変更内容につきましては、現地精査により数量が変更となったものでございます。報告第3号につきましては以上でございます。

引き続き、報告第4号専決処分の報告につきまして説明申し上げます。

上程議案集8ページをお願いいたします。

小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う電気設備工事に係る工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2

項の規定に基づき報告するものでございます。

9ページの専決処分書をご覧ください。

令和4年第2回臨時会でご議決賜りました小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う電気設備工事に係る工事請負契約に関しまして、変更契約の必要が生じましたが、変更します金額が専決処分事項に該当しますことから、令和5年1月19日に専決処分したものでございます。

変更内容としましては、項目3の契約金額を変更するもので、9,334万6千円から9万9千円増額し、9,344万5千円とするものでございます。

変更内容につきましては、現地精査により数量が変更となったものでございます。以上で報告を終わります。

~~~~~~~~~~~~~

日程第7 議案第1号 小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う建築工事 に係る工事請負契約の変更について

○議長(中松和彦君) 次、日程第7、議案第1号小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う建築工事に係る工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(大江正彦君) 議案第1号小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う建築工事に係る工事請負契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和4年第2回臨時会でご議決を賜りました小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う建築工事に係る工事請負契約について、現地精査により変更の必要が生じたことから工事請負契約を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い 申し上げます。

- ○議長(中松和彦君) こども教育課長。
- ○こども教育課長(古郷 勉君) 議案第1号小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う建築工事に係る工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

本件は、令和4年第2回臨時会で当初の契約をご議決賜り、その後の現地精査による数量の変更を理由とする変更契約に当たり、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件請負契約の変更につきましては、項目3の契約の金額と項目4の契約の工期でございまして、契約の金額は3億4,320万円から4,397万8千円増額し、3億8,717万8千円とし、工期の末日を令和5年2月28日から令和5年3月24日までに延長しようとするものでございます。

1ページめくっていただきまして、11ページをお願いします。

項目5の変更内容につきまして、主な内容と変更後の数量、括弧内に変更前の数量を記載いたしております。各項目で変更がございますが、契約額に大きく影響する変更理由は3点でございます。

1点目は、(1)アの外壁改修工事で、施工に際しまして外壁の調査をした結果、塗膜の 浮き、剥がれ箇所が新たに確認され、補修に要する経費を追加したものでございます。

2点目は、(2) エ、解体撤去工事で、音楽室の石綿、いわゆるアスベストの撤去に際 し、含有調査を行った結果、最も飛散の可能性が高いレベル1の状態であることが判明 し、その飛散防止対策に所要の経費が必要となったものでございます。

3点目は、(3)アの大プール塗装工事で、当初、塗装のみの予定でしたが、既存の塗装を除去したところ床面全体に無数の穴が開いていることが判明したため、プールの底全面にアルミ板を追加敷設することとなったものでございます。

なお、工期の延長につきましては、プールの資材調達に時間を要したことによるもので ございます。以上、簡単でございますが、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど よろしくお願いいたします。

○議長(中松和彦君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中松和彦君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中松和彦君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これから採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中松和彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号小豆島町立池田小学校 長寿命化改修整備事業に伴う建築工事に係る工事請負契約の変更については原案のとおり 可決されました。 日程第8 議案第2号 令和4年度小豆島町一般会計補正予算(第7号)

- ○議長(中松和彦君) 次、日程第8、議案第2号令和4年度小豆島町一般会計補正予算 (第7号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ○町長(大江正彦君) 議案第2号令和4年度小豆島町一般会計補正予算(第7号)について提案理由のご説明を申し上げます。
  - 一般会計において追加補正をお願いいたします額は618万9千円でございます。

補正の内容といたしましては、衛生費50万2千円、商工費568万7千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い 申し上げます。

- ○議長(中松和彦君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(川宿田光憲君) 議案第2号令和4年度小豆島町一般会計補正予算(第7号)についてご説明申し上げます。

上程議案集の12ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ618万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億8,005万2千円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和4年度小豆島町一般会計補正予算(第7号)説明書の8ページ、9ページを お願いいたします。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳として歳出に併せてご説明申し上 げます。

まず、4款衛生費、1項5目斎場管理費、10節需用費50万2千円は、池田斎場の正面入り口扉が経年劣化により破損していることから入り口扉の取替えを実施するもので、財源は一般財源でございます。

次に、7款商工費、1項4目観光施設費、12節委託料48万4千円と14節工事請負費520万3千円は、二十四の瞳映画村前公衆トイレ整備工事を実施するに当たり、トイレ腰壁の表面を剥がしたところ柱のシロアリ被害が甚大で、当初予定しておりました工法では建物の強度が保てないことから、ステンレス製の柱とするための事業費等の増額と変更設計業務の追加費用を計上したものであり、財源は一般財源でございます。以上、議案第2

号令和4年度小豆島町一般会計補正予算(第7号)の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(中松和彦君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中松和彦君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中松和彦君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これから採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中松和彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号令和4年度小豆島町一般会計補正予算(第7号)は原案のとおり可決されました。

~~~~~~~~~~~~~

日程第9 発議第1号 小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について

- ○議長(中松和彦君) 次、日程第9、発議第1号小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。10番谷議員。
- ○10番(谷 康男君) 発議第1号小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について、会議規則第13条第3項の規定により、下記のとおり提出する。令和5年1月30日提出。小豆島町議会議長中松和彦殿。提出者、議会運営委員会委員長谷康男。

提案理由として、議会の会議において議員の質問や質疑に対して不明点や疑義のある場合、論点や争点を明確にして議論を深めることで議員の質問力の向上を図るとともに、住民に分かりやすい議会を目指すため、町長等に反問する機会を付与することについて所要の改正を行うものです。

このため、会議規則第50条の次に、「町長等の反問」として、第50条の2、議長から会議への出席を要請された町長等は、議員の質問等に対して議長の許可を得て反問することができると追加するものです。

なお、附則として、この規則は令和5年2月1日から施行するとしています。以上です。

- ○議長(中松和彦君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。髙橋議員。
- ○7番(髙橋 淳君) 反問権の議案というか、規則改正するというような話なんです

が、これは先日議運で出てきました。鍋谷議員がおっしゃったように、非常に唐突だと。 それから、中身としたら、要するに規則にはないけれども以前から反問権があったと、 それを成文化しようということだと思うんです。

ここの本会議でこれ上程されたんですけれども、もう少し議会活性化委員会とか全員協議会、協議する場があると思うんで、そこで今なぜ反問権なのか、あと反問権の内容の範囲とか付与の対象、あと対象会議、あと行使の対象者等しっかり議論してから議会に出すべきではないかと私は思います。以上です。

- ○議長(中松和彦君) 谷議員。
- ○10番(谷 康男君) 委員長として質問にお答えします。

今回の議員さん方はなじみがないと思うんですけど、我々のうんと前の議会活性化委員会とかそういうものの中で、現在行われている一問一答というものが決められました。

一問一答の場合は、それと同時に町長等の反問権というものも取り上げられておりました。一問一答というのは、要は会議の規則に基づく申合せ事項の中でできるもの。そして、反問権というのは会議規則の中にうたわないかん。既にそういう議論は行われておりました。今回、そういったところで反問権というもの、ただ付与するかしないかって内容については後の全員協議会のほうでいろいろ議論をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○議長(中松和彦君) ほかに質疑はありませんか。鍋谷議員。
- ○13番(鍋谷真由美君) この規則で、町長等、それからまた質問等って、等っていう ところがあるんですけれど、これは具体的にはどのような中身なんですか。
- ○議長(中松和彦君) 谷議員。
- ○10番(谷 康男君) それについても、会議規則の中では反問権というところだけになります。あとは申合せ事項等で規定するということにしようと思いますので、この後の全員協議会の中でいろいろ議論をしながら、反問権を行使できる、執行部がどこまで、それから反問の内容についてはどこまでというのは、後の全員協議会で決定していきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○議長(中松和彦君) 中川議員。
- ○8番(中川光秋君) 全員協議会で議論するということなんですが、その中に試行期間を1年とかいうようなのを、よその議会を確認したんですが、そういうことで進めていた議会もありましたので、どうかよろしくお願い申し上げます。
- ○議長(中松和彦君) 谷議員。

- ○10番(谷 康男君) それにつきましても、全員協議会の中で決定していきたいと思います。
- ○議長(中松和彦君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中松和彦君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中松和彦君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これから採決します。

発議第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中松和彦君) 異議なしと認めます。よって、発議第1号小豆島町議会会議規則 の一部を改正する規則については原案どおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和5年第1回小豆島町議会臨時会を閉会します。 ご苦労さまでした。

閉会 午前9時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員